

懲戒処分の公表

三木市は、職員の不祥事案 2 件について、本日付で地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を行いました。

1 事案の概要、処分対象者および処分内容

(1) 一般服務違反（欠勤）関係

平成 29 年 12 月 5 日（4 時間 15 分）、同月 14 日、同月 19 日、平成 30 年 6 月 21 日、同年 9 月 11 日および同年 10 月 9 日（いずれも 1 日）の延べ 5 日と 4 時間 15 分について、療養休暇などの手続きに必要なとなる医師の診断書を提出しないまま、体調不良と通院を理由に勤務を欠いた。

役職名	年齢	性別	処分の内容等
総合政策部 法務情報課 主任	51 歳	男	戒告

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する

(2) 通勤手当の不正受給関係

平成 30 年 4 月 3 日に、同月 10 日から同年 10 月 9 日までの 6 か月定期券を購入後、通勤届に定期券のコピーを添付し総務課に提出したものの、定期券購入日の翌日（同年 4 月 4 日）に払い戻しの手続きを行った。また、当該期間における主たる通勤方法は、自動車による通勤であったが、変更の届出はなされていなかったため、電車を利用するものとして実際に支払われた通勤手当 6 万円と実際の通勤手段であった自動車を利用した場合の通勤手当 2 万 5,200 円（6 ヶ月分、1

月あたり 4,200 円) との差額 3 万 4,800 円を不正に受給した。

役職名	年齢	性別	処分の内容等
市民生活部 市民課 日々雇用職員	56 歳	女	戒告

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する

2 今後の対応

このたびの事案は、いずれも服務関係において必要な手続き等を怠ったことが原因の不祥事である。このため、再発防止に向けて、職員への各種制度の周知徹底を図るとともに、職員の意識向上に努めてまいります。

問い合わせ 三木市総務部総務課

電話 0794-82-2000 (内線 2440)